

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 (052078)
地域名 (地域内農業集落名)	弁天・幡野地区 (森、新所、杉沢、二井田、角間、森合、倉内、柳田、金谷、八幡、京塚)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月3日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少しているため、新規就農者を含む担い手の確保・育成が課題である。
- ・基盤整備した農地の面積が大きい地区であるが、地区内にカントリーエレベーターや低温倉庫等の農業用施設がない。
- ・区画が小さい農地もあり大規模農業機械に適さない。
- ・農地が分散しているため、渇水時などに管理が広範囲になっている。

主な作物: 水稻、大豆、えだまめ、飼料作物、トマト、きゅうり、ねぎ、花き

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・耕作放棄地が拡大しないよう、地域の保全会等で農用地の維持・管理を行う。
- ・地域の担い手に農地を集約する際は、水路ごとに水田管理ができるように農地の集約を進めていく。
- ・今までは個々の農家ごとに作付けする作物を考えていたが、今後は、農作業効率化等のためエリア(場所)ごとに作付する品目(作物ごとの団地化)を地域で考えるような体制や規模の小さい農家も安心して生産できる環境を作る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	719.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	719.97 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構も活用し、地域の担い手への農地の集積・集約を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 地域の担い手への農地の集積・集約を目指して、できるだけ農地中間管理機構の活用を推進する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地域の状況に応じて農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備事業の利用を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・出来る限り地区内の担い手へ農地の集積・集約を行い持続可能な農地利用を目指し、地区の担い手となる新規就農者や後継者の確保・育成に取り組む。 ・地区内の担い手で持続が難しい場合には、地区外の経営体を受入れ農地の維持に努めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ・防除作業については、湯沢地域無人ヘリコプター防除連絡協議会に委託する。 ・農作業の労働力不足の場合は、JAこまちの「無料職業紹介事業」を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ツキノワグマやイノシシ等の被害が拡大しないよう電気柵等の設置を推進する。
- ②減農薬・減肥料の取り組みに力を入れる。
- ③農用地の立地に合わせたスマート農業を検討する。
- ⑦保全組織等の活動により保全、維持管理に取り組む。
- ⑧出荷・乾燥調製施設等の集約化を図る。
- ⑨耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。